

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月

昭和45年1月にA株式会社を退職し、同年2月にB株式会社に入社するまでの1か月間は、国民年金に加入したにもかかわらず未加入とされている。

当時婚約中で昭和45年11月に結婚し、義母から「A株式会社を退職したらすぐに国民年金に加入しなければならない。」と言われたが私と婚約者は無視をしていた。

加入手続をしなかったため、性格が几帳面^きで世話やきの義母が、見兼ねて私と婚約者の二人をC市D支所に強引に連れて行き、義母主導で国民年金の加入手続をした。

義母が私たち二人の国民年金保険料を納付したのは覚えているので、納付した金額は覚えていない上に、領収書や国民年金手帳等は義母が受け取っており、私も妻も国民年金手帳及び領収書等は所持していないが、申立期間の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月間と短期間であり、申立人は国民年金の加入した動機を鮮明に覚えている上、申立人の妻も「夫と私の国民年金保険料は母が納付した。」と証言している。

また、申立人の義母は国民年金保険料の未納期間は無く、申立期間当時に義母と同居し、申立期間当時は義母が国民年金保険料を納付していたとしている申立人の義姉も申立期間を含め国民年金保険料を完納していることから、義母の国民年金保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料を納付期限内に納付していることが確認でき、申立人の国民年金保険料を申立人の義母が納付したとす

る申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月から同年6月まで

私は、昭和51年3月に、町営住宅の家賃をA町役場（現在は、B市C支所）に納めに行った時に、同町役場で国民年金の説明を受け加入した。その後、国民年金保険料を集金する人から付加保険料の説明を受け、付加保険料を納付し始めた。

社会保険庁の記録は昭和51年7月15日の任意加入と同時に付加保険料を納付し始めたとされているが、私の国民年金手帳の国民年金の記録（1）のページには、「51年3月15日任意」、「附51年7月加入」と記載されているように、私は51年3月15日に国民年金に任意加入して定額の保険料を納め、同年7月から付加保険料を納付し始めたものである。

申立期間を国民年金保険料の納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間であり、申立人の子供の養育費^{ねん}を捻出するためにやむなく任意加入を中断した一時期を除いて任意加入している上、加入期間の大半について付加保険料を納付するなど、国民年金への加入及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間の国民年金保険料について「毎月1回程度、自治会から来る女性の集金人に、現金で納付した。」とする申立人の説明は、B市C支所が保管するA町役場の納付組織の資料及び同支所が説明する当時の当該地域における納付組織の集金方法とおおむね一致する。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳には申立内容のと通りの記載に加えて、「昭和51年3月15日任意」と記載されている上段に「D県A町役場国民年金」のゴム印が押印されており、申立人の主張に不自然さは無く、信憑性^{びよう}

が高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院（現在は、B病院）における厚生年金保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和54年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月21日から同年6月1日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

昭和54年5月21日、A病院にC職として就職した。最初の給与で厚生年金保険料を控除されていたかは給与明細書を保存していないので不明であるが、他の事業所に勤務した時は、就職した日から厚生年金保険の被保険者となっていたので、同年6月1日に厚生年金保険の被保険者となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B病院に保管されている社会保険被保険者台帳、雇用保険の記録及び申立期間当時の同僚の証言から、昭和54年5月21日にA病院に就職し勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時の事務長及び年金事務担当者は、「就職した日から厚生年金保険に加入させていたと思う。」旨の証言をしている。

さらに、複数の同僚は、「就職した日から厚生年金保険に加入し、保険料が控除されていたと思う。」旨の供述をしており、社会保険庁の記録によると、これらの同僚には、供述どおりの厚生年金保険の加入記録が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除

されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A病院における申立人の昭和54年6月1日の標準報酬月額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、「申立人に係る厚生年金保険の資格取得の届出が遅れたことが考えられる。」としていることから、事業主が申立人の資格取得日を昭和54年6月1日として届け出たものと認められ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年5月分の厚生年金保険料についての納入告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年6月1日から33年1月4日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B所における資格取得日に係る記録を32年6月1日に訂正し、同年6月から同年12月までの標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月1日から33年1月4日まで

私は、B所で、昭和32年3月ごろに面接を受けたのち同年4月1日付けで採用され、その日から出勤した。同年5月29日に、B所の竣工式が市民会館で盛大に行われたことを鮮明に覚えており、私が同年4月よりB所に勤務していたことは、同僚や先輩が証言してくれるはずである。

しかし、厚生年金保険の被保険者資格の取得年月日は昭和33年1月4日となっており納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、B所に勤務していたことは、申立内容及び昭和32年において同事業所に採用され勤務していた複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、同僚が保管する採用通知書及び失業保険被保険者資格取得届によると、これら同僚は採用から2か月程度遅れて雇用保険に加入していることが確認でき、事業主も「現地採用の従業員は臨時に使用する者として、当初は日給の日雇い雇用であり、本採用となるまでの期間については厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言していることから、申立人もB所に採用されてから雇用保険の一般被保険者資格を取得した昭和32年6月1

日までは、厚生年金保険の適用除外とされる臨時採用であったことがうかがわれる。

また、申立人の同僚であるC氏が保管する源泉徴収票によると、雇用保険の被保険者資格を取得した月の給与から雇用保険料が控除され、当該月に係る厚生年金保険料が翌月の給与から控除されていることが確認できる上、現在のA株式会社の人事担当者は「当該同僚が保管する源泉徴収票からみて、申立期間当時B所においては、従業員が雇用保険の一般被保険者資格を取得した日の属する月の翌月から、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していたと判断せざるを得ない。」と述べており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日に誤りがあったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 32 年 6 月 1 日から 33 年 1 月 4 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人の被保険者資格取得日に係る社会保険事務所の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得届の取得日を昭和 32 年 6 月 1 日とすべきところ 33 年 1 月 4 日と誤って記載し提出したことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 32 年 6 月から同年 12 月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年3月1日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B所における資格取得日に係る記録を同年3月1日に訂正し、同年3月から同年9月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月27日から33年10月1日まで

私は、昭和32年11月27日にB所に採用された。入社後、間もなく三交代勤務となり、C作業に就いた。

ところが、厚生年金保険の被保険者資格の取得月は、実際に勤務を始めた月から10か月も遅れた昭和33年10月からとなっている。

私は、B所が交付した昭和33年分源泉徴収票を保管しており、給与から社会保険料が控除されていることが確認できる。したがって、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、B所に採用され勤務していたことは、申立内容及び昭和32年において同所に採用された複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、同僚が保管する採用通知書及び失業保険被保険者資格取得届によると、これら同僚は採用から2か月程度遅れて雇用保険に加入していることが確認でき、事業主も「現地採用の従業員は臨時に使用する者として、当初は日給の日雇い雇用であり、本採用となるまでの期間については厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と証言していることから、申立人も同所に採用されてから雇用保険の一般被保険者資格を取得した昭和33年3月1

日までは、厚生年金保険の適用除外とされる臨時採用であったことがうかがわれる。

また、申立人が保管する昭和 33 年分源泉徴収票によると、同年 3 月から雇用保険料が控除され、当該月に係る厚生年金保険料が翌月の給与から控除されていることが確認できる上、現在の A 株式会社の人事担当者は「申立人が保管する昭和 33 年分源泉徴収票からみて、申立期間当時 B 所においては、申立人が雇用保険の一般被保険者資格を取得した日の属する月の翌月から、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと判断せざるを得ない。」と述べており、申立人の厚生年金保険の被保険者資格の取得日に誤りがあったことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 33 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、申立人の保管する源泉徴収票及び被保険者資格取得日に係る社会保険事務所の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格取得届の取得日を昭和 33 年 3 月 1 日とすべきところ同年 10 月 1 日と誤って記載し提出したことを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 33 年 3 月から同年 9 月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの期間、38 年 2 月から同年 10 月までの期間、44 年 8 月から 45 年 3 月までの期間、53 年 2 月、同年 3 月、56 年 2 月、同年 3 月及び 59 年 5 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 38 年 2 月から同年 10 月まで
③ 昭和 44 年 8 月から 45 年 3 月まで
④ 昭和 53 年 2 月及び同年 3 月
⑤ 昭和 56 年 2 月及び同年 3 月
⑥ 昭和 59 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

国民年金には制度発足当初から加入し、国民年金保険料を地区婦人会の集金担当者に継続して納付していたが、未納又は申請免除の期間があり、納付記録に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、申立人の家族分の国民年金保険料も納付していたとしているが、申立期間①及び②について、申立人の夫も昭和 50 年 12 月の特例納付前は、38 年 4 月分及び同年 5 月分を除き国民年金保険料は未納であり、申立期間④、⑤及び⑥については、申立人の夫（船員保険加入期間を除く）又は申立期間当時に A 町（現在は、B 市）で同居していた申立人の子供においても、国民年金に未加入となっている期間あるいは国民年金保険料の未納期

間、申請免除期間が見られるなど、申立人のみが申立期間、国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人は、「婦人会の会員が交代で国民年金保険料の集金を担当していたが、覚えている集金人は全員が他界している。」と述べるなど、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情を聴取することができない。

加えて、申立人は、申立期間①及び②に係る申立人の夫についての特例納付に関する記憶が無い上、社会保険事務所が保管している申立人に係る国民年金被保険者台帳には、過年度納付の記録が複数回認められるが、過年度納付したことは全く無いと主張するなど、申立人の申立期間当時の記憶は曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 39 年ごろまでの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 39 年ごろまで

昭和 35 年 10 月ごろ、妻と一緒に A 町（現在は、B 市）C 支所で、強制加入者として国民年金の加入手続を行い、36 年 4 月から妻の国民年金保険料と一緒に毎月、自治会の集金員に納付したが、「国民年金以外の年金を受給している者には、国民年金は給付されない。」との話を聞いたので、国民年金保険料の納付を 2 年間ほど中断した。国民年金保険料の中断及び中断後に保険料の納付を開始するに当たっては、私が自治会長にその旨を口頭で伝えた。

社会保険庁の記録では、私の国民年金保険料の納付は昭和 41 年 2 月から始まったとされているが、私は 36 年 4 月から保険料の納付を中断する 39 年ごろまで保険料を納付したと記憶しているので、申立期間に係る国民年金保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、自治会の集金人に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人は、強制加入者として加入手続を行ったと申し立てているが、傷病恩給受給中であることから申立期間は任意加入対象者であり、申立人の記憶も曖昧である。

さらに、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の昭和 35 年 10 月から 40 年 1 月 20 日までの払出記録によれば、申立人に係る記録が確認できない上、B 市 D 支所が保管する申立人の国民年金索引票、国民年金被保険者台帳及び社会保険庁が保管する申立人に係る記録から、申立人の A 町

における国民年金の加入は、41年2月25日に任意加入したのが最初であることが確認できる。

加えて、申立人は国民年金保険料の納付の中断及び保険料の納付の再開時には、「いずれも、自治会長に口頭でその旨を伝えたのみで、A町への手続は行っていない。」と述べているが、自治会長への口頭による申し出により国民年金被保険者資格の得喪及び国民年金保険料の納付ができたとする申立人の主張は、国民年金制度上、不合理であるほか、申立期間当時、国民年金手帳の交付を受けていたかという点について、申立人の記憶は不明である。

このほか、国民年金保険料を集金していた当時の自治会の納付組織についてB市には関係資料が保存されておらず、納付組織の存在が確認できない上、申立人に住所の変更は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月19日から23年5月6日まで

私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

株式会社Aを昭和23年5月5日に退職したが、脱退手当金を受給した記憶は無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1か月後の昭和23年6月2日に支給決定されており、当時の脱退手当金の支給要件を満たしているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、社会保険業務センターの被保険者台帳の保険給付欄に脱退手当金を支給した記録が見られ、その内容はオンライン記録とも一致するなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月1日から36年1月16日まで
② 昭和36年1月16日から38年10月まで

私は、社会保険事務所において厚生年金保険加入期間を確認したところ、申立期間①について、A合資会社（現在は、B有限会社）に係る脱退手当金を支給されたこととなっているが受給した覚えが無い。

また、申立期間②については、同社の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当時の同僚19名中4名が申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日前後2年以内に資格喪失をしており、うち脱退手当金の受給資格を有する者は3名いるところ、3名すべてが資格喪失後3か月以内に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち1名は、「自分で支給手続きを行った記憶は無いが、社会保険事務所の窓口で脱退手当金を受給した。」と供述しており、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の事業所に複数回勤務しながら、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は、同一事業所であるにもかかわらず、別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、社会保険事務所に保管されている被保険者名簿の申立人欄には脱

退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②については、事業主は、「当時の人事記録、賃金台帳等に関する資料は無く、申立人が申立期間、勤務していたか否かは不明である。」としており、申立人が脱退手当金の受給対象事業所において、脱退手当金の受給後も継続して勤務していたとするのは不自然である。

また、申立人は、昭和 38 年 10 月に同事業所を辞めた理由も明確に覚えていないなど、当時の記憶は曖昧であり、申立期間当時の同僚数名の申立人に係る勤務実態についての供述も異なっていることから、申立人が申立期間、当該事業所に勤務していたかは判然としないものの、社会保険業務センターに保管されている申立人に係る被保険者台帳に「36 年 2 月 10 日回答済」のゴム印が押印されており、当該回答は脱退手当金の支給に当たって、申立人の資格期間及び標準報酬月額を社会保険事務所が照会したことに対するものであると考えられることを踏まえると、申立人は申立期間、同事業所に勤務していなかったものと推測される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 42 年 1 月 26 日まで

私は、社会保険事務所に申立期間について脱退手当金の支給記録を照会したところ、支給済みとの回答を受けた。

A病院を昭和 42 年 1 月 25 日に退職し、次に勤務したB病院ではC共済組合の退職一時金を受給したが、A病院では脱退手当金を受給した記憶は無く、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所に保管されている申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和 42 年 6 月 12 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は申立期間後に加入したC共済組合から退職一時金を受給したことを認めているが、当該共済組合からの年金給付が受けられなくなることを知りつつ、一時金の受給を選択したことを踏まえると、当時、厚生年金の給付に対しても高い意識があったとは考えられず、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 5 月 1 日から 60 年 4 月 30 日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

昭和 59 年 5 月ごろ A 株式会社に入社し、60 年 4 月ごろまで同社 B 工場
で正社員として製品のアイロン仕上げや値札付けの仕事に従事していたの
で、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の同僚の証言から、申立期間ごろに A 株式会社 B
工場勤務していたことは推認される。

しかしながら、申立期間当時の同社 B 工場の上司は、「本社から、1 日 6
時間を超えるパート勤務者は厚生年金保険に加入させるよう指示を受けてお
り、申立人に厚生年金保険の加入記録が無いのは 6 時間未満のパート勤務者
であったと考えられる。」と供述しており、申立人と同じ雇用形態であった
同僚も、「申立期間当時は、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述
していることから、申立人は 1 日 6 時間未満のパート勤務者で、厚生年金保
険に加入していなかったものと推測される。

また、社会保険事務所の保管する申立人の夫の健康保険被保険者原票によ
れば、申立人は申立期間、申立人の夫の被扶養者となっていることが確認で
きる。

さらに、社会保険事務所の保管する A 株式会社 B 工場の昭和 59 年 1 月か
ら 60 年 6 月の間の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、
欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月から 55 年 5 月まで

私は、社会保険事務所に年金記録を確認したところ、申立期間の記録が無い旨の回答であった。

昭和 54 年 3 月に A 有限会社の社長から、運転手がないのでうちに来ないかと言われた。就職するにあたり厚生年金保険に加入しているのか尋ねたところ、加入しているとの事で、年金手帳を提出した。

しかし、手続をしなかったのではないかと考えられるが、昭和 54 年 3 月から 55 年 5 月まで厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が A 有限会社に勤務していたことは、雇用保険の記録及び事業主の妻の証言から推認できる。

しかし、同社は昭和 56 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主、経理担当者及び同僚も既に亡くなっているため、申立期間の申立人の厚生年金保険料の控除に関する具体的な証言が得られない。

また、事業主の妻から、「申立期間当時、事務所では仕事を外注に出しており、多くの従業員は必要なかった上、申立人は正社員として雇用しておらず、当時は定年退職者を雇用した場合、社会保険に加入しなくてもよかつたはずだ。」との証言が得られた。

さらに、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、同様の雇用形態である同僚についても、厚生年金保険の被保険者記録を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年ごろから 37 年ごろまで

昭和 36 年 1 月 14 日に株式会社Aを退職し、少しの間無職であったが、間もなくB株式会社に就職し、同社が米軍基地内に設置していた店舗に配属された。同店舗での勤務期間は記憶していないが、同じ店舗で勤務した姉に厚生年金保険が適用され、姉と同じ条件で勤務した私に厚生年金保険が適用されていないのは納得できない。

申立期間を、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするB株式会社が米軍基地内に設置していた店舗の元責任者、同社の本店に勤務していた元従業員及び申立人と同一の店舗に勤務した姉の説明から、申立人が店舗に勤務していたことは推認される。

また、店舗の元責任者は「労務管理的な事務は本店が所掌した。私が店舗の従業員に健康保険証を手渡しすることは無かったが、店舗の従業員は、社会保険が適用されていたように思う。」と述べ、姉は「申立人は私と同じ仕事をしていた。臨時採用ではなかったので、社会保険は適用されていたのではないかと思う。」と述べている。

しかし、店舗の元責任者、本店の元従業員及び姉も「申立人が店舗で勤務した期間は覚えていない。」と述べている上、申立人の勤務期間に関する記憶も曖昧であることから、申立人のB株式会社に係る勤務期間が確認できない。

また、B株式会社は昭和 54 年 7 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主、専務及び申立期間当時に労務管理事務を担当した元従業員 2 名も既に亡くなっているため、申立人の厚生年金保険料の控除に関する

具体的な証言及び店舗の従業員に係る厚生年金保険適用の状況について確認ができない。

さらに、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和 35 年 10 月 1 日から 37 年 5 月 31 日までの間に申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。